

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、計画相談支援及び障害児相談支援について、さらなる質の向上を目指すための見直しが行われました。指定相談支援事業所むゆる館では、下記の相談支援体制を整えています。

◎行動障がい支援体制

- ・行動障害のある知的障がい者や精神障がい者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置しています。

◎要医療児者支援体制

- ・重症心身障がいなど医療的なケアを要する児童や障がい者に対して適切な計画相談等を実施するために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置しています。

◎精神障がい者支援体制

- ・精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障がい者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談等を実施するために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置しています。